

2024年度
「正会員に対する活動助成」活動報告書

(ふりがな) 団体名	(いっばんしゃだんほうじん えひめけんしゃかいふくししかい) 一般社団法人 愛媛県社会福祉士会
---------------	--

■活動報告の詳細

活動名称	事務局の環境整備及び実務能力担保に向けた活動
活動の目的	令和 7 年度に増員予定の事務局員が業務を円滑に遂行できるようにするため、必要な機材を購入する等、環境の整備を図る。加えて令和 7 年度に愛媛県から新規受託予定の意見表明等支援事業を新たに雇用する事務局員が担当することを見越して、適切な研修の実施や先行他都道府県への視察等を実施し、実務能力を担保することで、事務局機能の強化を図る。
実施した活動の内容 会議・研修会・イベント等の開催日時、場所、参加者数等の活動内容の詳細を記入 ※別添（様式自由）にて提出可	①新規雇用予定事務局員および新規受託事業の実務を行うために使用するパソコン、周辺機器の購入 ②視察研修 ・日時：2024 年 7 月 24 日（水）14:00～17:00 ・場所：山口県みほり学園 ・参加者：3 名（事務局雇用予定者、担当理事、意見表明等支援事業準備チーム員） ・内容：施設内見学、概要説明、入所児童の状況、質疑、意見表明等支援員受け入れに関する施設の期待や懸念等を中心とした意見交換 ③実務研修 ・日時：2024 年 7 月 25 日（木）10:00～12:00 ・場所：一般社団法人山口県社会福祉士会 ・参加者：3 名（事務局雇用予定者、担当理事、意見表明等支援事業準備チーム員） ・内容：意見表明等支援事業の実際の活動内容や体制、状況、書式、運営の実際等に関する講義、質疑、意見交換 ④実務研修 ・日時：2024 年 9 月 26 日（木） ・場所：丸亀街づくり研究所 アドボカシー事業所ここまい ・参加者：3 名（事務局雇用予定者、担当理事、意見表明等支援事業準備チーム員）
	・内容：意見表明等支援事業の具体的な運営方法や体制、実施状況や課題などの学習、連携体制の構築等

意見表明等支援事業準備チーム 活動計画

メンバー及び役割

山本智弘…担当理事。活動全体の統括、協力機関等との連絡調整

寺井摩湖…子ども家庭支援委員会委員長。意見表明等支援事業に必要な様式、要領等の作成

松田美紀…会員。意見表明等支援事業に関する知識の獲得、担当理事、委員長の業務補助

宮下夕希…同上

長崎佳子…事務局員。県および協力機関等との連絡調整、事務処理

活動計画

2024年7月頃…山口県社会福祉士会、児童養護施設等への視察研修

(参加者：寺井、宮下、山本)

9月頃…香川県子どもアドボカシー活動者との意見交換

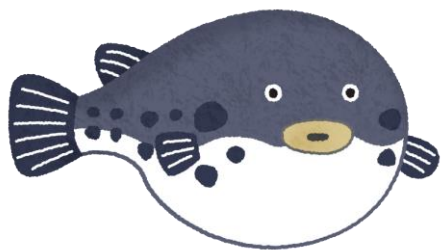
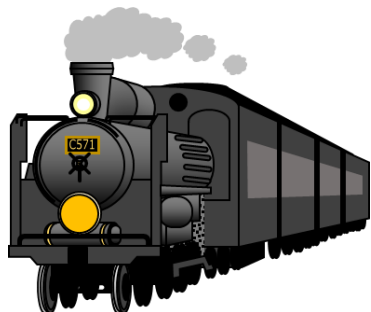
(参加者：寺井、松田、山本)

2025年1月頃…子どもアドボカシー講座受講

(受講者：松田、宮下)

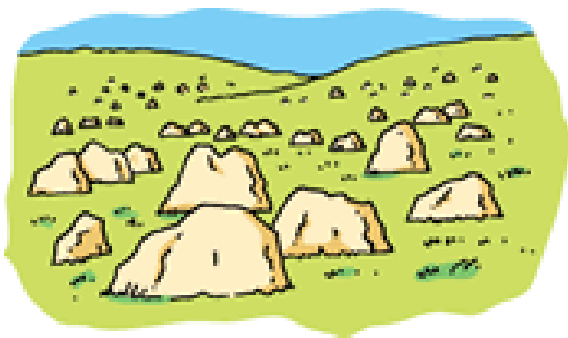
パソコン等周辺機器の整備（事務局にて）

その他必要に応じて愛媛県との連絡、折衝



意見表明等支援事業

山口視察研修のしおり



一般社団法人愛媛県社会福祉士会
意見表明等支援事業準備チーム

○視察研修のねらい

意見表明等支援事業を愛媛県の委託を受けて令和 7 年度から実施することを念頭に、先行的に取り組んでいる事業者を訪問し、運営方法および実際等を学ぶとともに、連携を深め、事業を安定的に運営できる体制構築を図る。併せて社会的擁護の場を訪問することにより、子どもアドボケイターを受け入れる側の立場や事情を理解する。

○日時

2024 年 7 月 24 日（水）～7 月 25 日（木）

○場所

- ①山口県みほり学園（山口市大内御堀五丁目 2 番 8 号）
- ②一般社団法人山口県社会福祉士会（山口市大手町 9 番 6 号山口県社会福祉会館 2 階）

○参加者

・寺井摩湖 ・宮下夕希 ・山本智弘

○日程

・7 月 24 日（水）

9:10 三津浜港現地集合 → 9:40 フェリー乗船～10:47 伊保田港着 →
11:30 柳井市街（昼食）～12:20 柳井発 → （高速）熊毛 IC～防府東 IC →
14:00 山口県みほり学園視察 → 16:00 ホテル着 → 17:00 夕食 →
～気が済むまで夜を堪能～

・7 月 25 日（木）

9:40 ホテル発 → 10:00 山口県社会福祉士会事務局訪問 →
12:30 昼食（山口市内）～13:30 山口発 → （高速）防府東 IC～熊毛南 IC
→ 15:00 柳井市街（お土産購入等） → 15:40 柳井港着 →
16:15 フェリー乗船～18:40 三津浜港着 → 現地解散

○準備物

手土産（2 か所分。山本で事前に購入し持参）、研修のしおり（コレ）、マスク、情熱、ポジティブ思考、楽しむ心、おやつ（必要に応じて）
※その他個人で必要なものは各自で準備すること。

○視察先の概要

・一般社団法人山口県社会福祉士会

～ホームページより～

一般社団法人山口県社会福祉士会は、社団法人日本社会福祉士会の山口県支部として、1993年9月12日に発足しました。2009年2月2日には一般社団法人格を取得いたしました。

山口県社会福祉士会は、社会福祉士の倫理を確立し、会員たる社会福祉士の生涯にわたる研鑽を支援し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とした「社会福祉士」の職能団体です。

■子ども権利擁護推進委員会（2023年度事業計画より）

○担当理事：杉山美羽

○委員：梅木幹司、讃井康一、橋本達哉、森永真里子

【委員会設置目的】

子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、子どもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

【活動内容】

山口県より、子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

- 1 意見表明支援員の配置
- 2 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり
- 3 意見表明支援員の養成研修
- 4 アドボカシーの周知・啓発
- 5 訪問型アドボカシー相談
- 6 報告書の作成

事業実施結果や子どもの権利擁護体制充実に向けての今後の方策の提案を盛り込んだ報告書の作成

・山口県みほり学園

昭和47年7月1日設立。設置は山口県、運営は山口県社会福祉事業団。主に家庭内の人間関係のもつれや地域、学校での対人関係のゆがみによって生じた心理的な不安定状態等から情緒の健全な発達が阻害され、本来持っている力を十分に発揮できず、いろいろな症状や不適応を示している子どもたち（小学生・中学生）を対象に、集団生活を体験しながら、心理療法・生活指導・学習指導をとおして、不適応行動の改善を図ることを目的として、児童福祉法に基づき設置された児童心理治療施設。

敷地内に山口県立山口総合支援学校の分校を持つ全国的にも珍しい施設。

詳細はみほり学園ホームページを確認のこと。

<https://jigyodan-yg.jp/mihori/>

○宿泊先情報

- ・湯田温泉 ビジネスホテルうへの（山口市湯田温泉 1 丁目 1-38）

電話番号：083-922-6600

チェックイン日時：2024 年 07 月 24 日（水）17:00

チェックアウト日時：2024 年 07 月 25 日（木）～10:00

部屋タイプ：シングルルーム【喫煙可】

全室バストイレ・シャワー・冷暖房・テレビ・空の冷蔵庫付

プラン名：【朝食のみ付きプラン】

★朝食（6:30～9:30 L○9:00）

焼き魚/納豆/サラダ/小鉢/卵料理/ご飯/お味噌汁等栄養バランス◎の健康的な和朝食を用意。これだけじゃ足りない！という方は、セルフサービスで食パンをトーストしてお召し上がりいただけます。

★全室 Wi-Fi&有線 LAN 完備(無料)

★パソコンコーナー利用無料(プリントは有料)

★コーヒー・紅茶・お茶等自由。ドリンクコーナー24H 利用 OK！

★ランドリーコーナー完備！洗濯機(無料)・乾燥機(200 円)

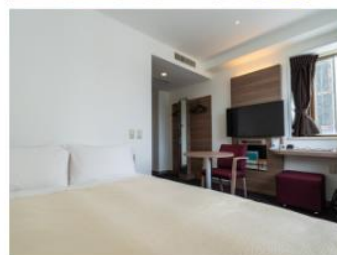
★湯田温泉では珍しい自家源泉！

大浴場は男女各 1 つずつございます。アルカリ性単純温泉のお湯は神経痛・筋肉痛・冷え性や疲労回復・美肌効果も期待できます♪肌に優しい泉質で、体の芯までポカポカ温まりますよ。※女性用大浴場は少し小さめの造りです。

▲ご利用時間：16:00～24:00/6:30～9:00

★アメニティ…ハンドタオル、ボディソープ、ドライヤー、温水洗浄トイレ、歯ブラシ・歯磨き粉、石けん、羽毛布団、くし・ブラシ、バスタオル、浴衣、髭剃り、シャンプー（リンス・コンディショナー含む）、綿棒

×パジャマ、シャワーキャップ、リンス、バスローブ、綿棒



○費用および日当について

交通費、宿泊費は愛媛県社会福祉士会が負担します。今回の視察研修は、会の活動として実施するため、規程に基づき日当を支弁します（拘束時間 5 時間以上 ¥4000×2 日）。食費は各自でご負担ください。

○注意事項

- ・車で長距離を移動します。必要に応じて酔い止めを各自でご準備ください。
- ・体調不良時は速やかに他メンバーに申し出てください。
- ・特にみほり学園は集団生活の場であるため感染予防の観点からマスク装着を求められる可能性があります。念のためご準備ください。
- ・視察先の約束の時間に遅れないよう、交通機関の出発時刻に間に合うよう、時間を守って行動しましょう。
- ・宿泊するホテルは湯田温泉街の中心地に位置し、観光客も多いです。夜間の外出等は十分にお気をつけください。

○緊急連絡先

- ・山本智弘 090-5692-8841
- ・愛媛県社会福祉士会事務局 089-948-8031

～研修のめあてをかきましょう～

[illegible]

[illegible]

意見表明等支援事業山口視察研修 報告

○視察研修のねらい

意見表明等支援事業を愛媛県の委託を受けて令和7年度から実施することを念頭に、先行的に取り組んでいる事業者を訪問し、運営方法および実際等を学ぶとともに連携を深め、事業を安定的に運営できる体制構築を図る。併せて社会的擁護の場を訪問することにより、子どもアドボケイターを受け入れる側の立場や事情を理解する。

○日時

2024 年 7 月 24 日（水）～7 月 25 日（木）

○場所

- ①山口県みほり学園（山口市大内御堀五丁目2番8号）
- ②一般社団法人山口県社会福祉士会（山口市大手町9番6号山口県社会福祉会館2階）

○参加者

・寺井摩湖 ・宮下夕希 ・山本智弘

○視察先の概要

・一般社団法人山口県社会福祉士会

■子ども権利擁護推進委員会（2023 年度事業計画より）

【委員会設置目的】

子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、子どもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

【活動内容】

山口県より、子どもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

- 1 意見表明支援員の配置
- 2 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり
- 3 意見表明支援員の養成研修
- 4 アドボカシーの周知・啓発
- 5 訪問型アドボカシー相談
- 6 報告書の作成

・山口県みほり学園

昭和47年7月1日設立。設置は山口県、運営は山口県社会福祉事業団。主に家庭内の人間関係のもつれや地域、学校での対人関係のゆがみによって生じた心理的な不安定状態等から情緒の健全な発達が阻害され、本来持っている力を十分に発揮できず、いろいろな症状や不適応を示している子どもたち（小学生・中学生）を対象に、集団生活を体験しながら、心理療法・生活指導・学習指導をとおして、不適応行動の改善を図ることを目的として、児童福祉法に基づき設置された児童心理治療施設。

敷地内に山口県立山口総合支援学校の分校を持つ全国的にも珍しい施設。

○山口県みほり学園視察結果（7/24 14:00～17:00）

藏重園長、石丸指導課長、村田セラピストにご対応いただく。

・心理検査、治療で使用する部屋や生活スペースを見学させていただく。セラピストが子どもと関わるのは週1回、学校の授業の1コマ45分を利用。話をしたり一緒に遊んだり、買い物に行ったり。

・定員は50名だが、現在在籍男子12名、女性11名。基本4人部屋だが、特性が強く個室対応が必要な子が多くなっているため定員いっぱいの受け入れが難しい状況。

・被虐待による性格行動に課題のある子が6～7割、他は発達特性（ADHD）など。学校でトラブルが多く、児相との協議により措置となるパターンが多い。

・施設内では生活の立て直しを中心とした指導、コグトレやグループワークなどを実施。

～施設内見学、概要の説明後、事前の質問事項に基づいて質疑を行った。外来相談の状況や面会・帰省の状況、トラブル時の対応、信頼関係構築、施設内のルール等。～

・意見表明等支援事業については、昨年県から説明があったが、受け入れについては施設として現在保留中。日頃当該児童にあまり関わらない職員（主に分校教員）が3か月に1回話を聴く機会を設けるなど、施設内で子どもの意見表明を保障する取り組みを工夫して行っているとのこと。アドボケイターが入ったら、行動化が強い子も多いので色々な意見が出るだろうと想像している、アドボケイターが児童心理治療施設のことをよく知らないと言和感を持つかもしれない。なぜ生活上の枠組みがあるのかを理解してもらえるか、といった懸念点を話されていた。

○山口県社会福祉士会視察結果（7/25 10:00～12:00）

吉村事務局次長、アドボケイター3名にご対応いただく。

・山口県士会が県から受託している事業内容

①こどもの施設等への意見表明等について相談できる窓口を設置する。

②こどもの施設等への意見表明等を支援する、意見表明等支援員を養成する。

③意見表明等支援員による、こどもの意見表明等支援員を行う。

④こどもの権利擁護に関する研修を行う。

・委託費は約800万円、うち200万円ほどを人件費として計上している。

・現在、アドボケイター登録者32名（うち非会員が約半数）。県内13か所の社会的養護施設のうち2つの施設に派遣。今年度から一時保護所にも入るようになった。

～事前質問に基づいて質疑応答。子どもアドボケイターの確保と質の確保、フォローアップ体制、ソーシャルワークとの違いを理解してもらうための工夫点、モチベーション低下やバーンアウト等の発生状況、施設からのアドボケイト希望状況や経年による変化、クレーム、事業についての周知啓発方法、研修の運営方法、運営上の苦労ややりがい、アドボケイターが入るまでの手順や情報共有の方法、アドボケイトの課題等。～

・研修については県内だけで人的資源確保が難しく、子どもアドボカシー学会に協力を依頼。学会ではコマ別に講師を派遣しておらず研修全体をパッケージで提供しているとのこと、養成研修（基礎講座）の部分は50万円ほど（人数によって変動有り。50万円は受講生40名ほどの場合）で県士会から学会へ再委託という形をとっているとのこと。

・その他、活動記録等の様式や広報用のチラシ等をいただくことができた。

・派遣調整やフォロー、施設との連絡調整、研修等、事務局の負担が大きく、また情報開示等の判断も難しいことから、県との協働が必須であると話されていたことが印象的であった。

意見表明等支援事業香川視察研修 報告

* 視察研修のねらい

意見表明等支援事業を愛媛県の委託を受けて令和7年度から実施する見込みがあること、および本年度1月～3月に愛媛県が実施する子どもアドボケイト講座において全国子どもアドボカシー協議会と当会の共催実施が決定したことをふまえ、令和4年～5年度に香川県からの委託を受けて国の実証モデル事業を実施し、本年（令和6年度）意見表明等支援事業を実施している事業所を訪問し、具体的な運営方法や体制、実施状況や課題などを学ぶと共に、双方向での連携を深め、当会が安定的に運営できる体制構築を図る。

* 日時

2024年9月26日（木曜日）

* 場所

丸亀街づくり研究所 アドボカシー事業所ここまい（高松市多賀町2丁目11-13）

* 参加者

山本智弘 宮下夕希 寺井摩湖

* 視察先の概要

NPO 法人丸亀街づくり研究所

元丸亀市長の梶正治氏が立ち上げた当法人は、現在、自立援助ホーム（丸亀市内に2か所）、アフターケア事業所（高松市内）、アドボカシー事業所ここまい（高松市内）を運営しており、現理事長の合木啓雄氏は自身が社会的養護経験者である。船戸結愛ちゃん虐待死事件（平成30年3月）が1つの大きなきっかけとなり、香川県は県内2か所ある児童相談所のうち、西部子ども相談センター近くに活動拠点があった丸亀街づくり研究所に国の実証モデル事業を委託した。

* 視察結果（7月26日 13時～15時20分）

合木啓雄理事長（社会福祉士）、「アドボケイト事業所えひめ」の前田由美さん（ここまいのアドボケイター）にご対応いただいた。

《事業内容》・子どもの声を聴き、意見形成、意見表明のサポートをする

- ・アドボカシーの理解促進や政策提言
- ・子どもの権利が尊重される社会づくり

《事業所の体制》本年度より、コーディネーター（当法人ではファシリテーター）と事務方として、常勤1名、非常勤2名（内1名は他業務と兼任の合木理事長）の

3名体制。委託費は約770万円であるが、人件費は3名で約1000万円。アドボケイターへの報酬は一律1回2500円+交通費500円=3000円で、今年度の予算額としては80万円だが決算額はもう少し大きくなるとのことだった。アドボケイターは現在27名で、実働は約半数強。モデル事業開始当初、アドボケイター4名からスタートし、徐々に増えてきているが、当初からのメンバーが皆残っているということではなく、入れ替わりがある。

《訪問先施設》 モデル事業実施初年度は一時保護所（1か所）から開始。現在は、定期訪問先として一時保護所（4か所）に概ね2週間に1回、児童養護施設（2か所）に月1回、リクエスト訪問（子どもからの要望があった場合）として児童養護施設（1か所）と自立支援施設、里親家庭宅（2か所）を訪問。メンバーは前もって訪問希望日を調整さん（アプリ）利用により申し出を行い、事務方にて訪問者を決定。訪問先の規模やリクエスト内容により、アドボケイター2名～8名程度+コーディネーター1名のチームで訪問。子どもからのリクエストの方法としては「召喚はがき」を作り、施設に置いてもらっている。また、アドボケイトポストを施設に設置している。

《訪問》 訪問時間は2時間。その前にチェックインタイムを設け、当日のアドボケイターの体調等の確認。訪問終了後にチームで振り返りと記録。小学生までは日曜日の昼間、中・高校生は平日の夜間訪問が基本。一時保護所では毎回最初に約4分間、アドボケイトについての動画を子どもたちにみってもらう（中には長期間、一時保護所で過ごしている子どももいるが、子どもたちの入れ替わりが多く、本活動や訪問について毎回説明する必要があるため）。

《養成研修》 モデル事業初年度は全国子どもアドボカシー協議会のパッケージ、昨年度と今年度は子どもアドボカシー学会のパッケージを利用。双方共正会員であるが、どちらからも意図的に一定の距離を保っている。いずれは自事業所でのオリジナルの養成講座を開催して修了証も出せるよう、県には両会だけでなく自事業所も養成講座実施機関として挙げている。県外からの受講者も受け入れているが、受講費を受講者本人からもらうことにより、県も了承済み。昨年度の養成研修の参加者は約60名。

《アドボケイト登録》基礎講座と養成講座を受講した者のうち、アドボケイター希望者に対して面接の上で登録。講座の受講以外に要件はない。

《SV、更新研修》スーパーバイザーは川瀬さん（子どもの声からはじめよう代表理事）と県内の弁護士の2名。2～3か月に1回、オンラインでのSV実施。それ以外にアドボケイトミーティングを実施（グループSV）。更新研修は年1回。

《県への報告》 四半期に1回の報告で、内容は訪問実績などの数値的なもの。実績に応じて委託費が決まる（国の基準）。

《その他》

- ・訪問先施設での理解を得ることが重要である
- ・養成講座実施アナウンスには、上手にマスコミを利用するのも一手
- ・この3年間の虐待事案は1件のみ。直に児相に通告した
- ・施設によって受け入れに対する温度差がある。最初はウェルカムなところから始めるのがよい
- ・施設管理者研修などにも出向いて説明。とにかく子どもアドボカシーについての理解を深めてもらうために動く
- ・一時保護所の訪問は必須である
- ・里親家庭のハードルは高いが、最終的には在宅を含むすべての子どものアドボカシーを目標にしている
- ・アドボケイター希望者の中には、元児相職員など独立性の担保に留意する必要がある人もいる
- ・今までに子どもからのクレームはない
- ・施設によってルールが違う（訪問時に外で遊べる、遊べない等）
- ・一時保護所への訪問については、子どもの混乱を避けるため、司法面接前には訪問しない
- ・ファシリテーターはアドボケイターのいわゆる「モヤモヤ」を受け止め、共有する役目。アドボケイト活動を行うことは当然可能だが、あえて後方支援に徹している

*視察を終えて

山口県社会福祉士会においては全体的な流れや社士会としての動き、課題について学ぶことができた。今回の香川視察においては、さらに具体的な実施内容や留意点を学ぶことができた。昨年の子どもアドボケイト講座を受講した際（各団体の話にも出てきた）「アドボケイトはソーシャルワークではない。解決に大人が誘導してはならない」と学び、では社会福祉会が委託を受ける根拠は何か、を考えていたが、アドボケイターの前田さんの「どこにも染まらず、一市民として子どもの声を聴くことが大切だと思う」という言葉で腑に落ちたことがあった。それは、「アドボケイト活動でソーシャルワークを実践することは大人（行政含め社会）の事情や考えを子どもに押し付けかねない。子ども自身の声をそのまま代弁するためには、自分の鎧を一切脱ぐこと」が必要であるが、ファシリテーター（コーディネーター）の役目は、子どもたちの思いと社会（施設や行政、親）をつなぎ、その関係性の再構築と連絡調整を行うという意味で、広義のソーシャルワークではないかと思った。また合木理事長の「とにかく今は社会（大人）の土壌を耕していくことが最も大切だ」という言葉の中にもソーシャルワーカーの一面を感じた。